

1. 宿泊税導入の必要性

…付属資料 P1

- 観光を取り巻く現状を踏まえた課題として、交流人口の拡大、人手不足の解消や多様化する観光ニーズへの対応のほか、受入環境の充実が必要
- さらに、コロナ禍を経て、感染症や災害等のリスクへの対応や、人手不足の更なる加速化、物価・エネルギー価格の高騰、地域間の格差拡大などの課題が顕在化
- こうした厳しい環境下にある中で、インバウンド需要の更なる拡大やDX等の社会変革等にも対応できる持続可能な観光地域づくりを構築するため、これまで対応できなかった新たな観光施策の展開を行っていくことが急務

2. 宿泊税導入検討の経緯

…付属資料 P2～6

- 観光振興施策を実施するための財源のあり方に関する重要事項を調査審議するために、平成30年7月に「観光振興財源検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置
- 令和2年1月に、検討会議から、「一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保できる地方税の法定外目的税として、宿泊行為への課税の導入が適当である」との答申を受け、観光振興施策を安定的に展開するために、新たな財源を導入することが最善であると考え、令和2年2月定例会に宿泊税条例議案を提出
- 議案提出後、新型コロナウイルス感染症が拡大し、収束の見込みが立たなくなったことから、当面は、県内経済の立て直しに全力を注ぐため、宿泊税導入を見送ることとして条例案を撤回し、経済状況を注視
- その後、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したことや、直近の宿泊観光客数が、令和元年水準に戻るなどしたことから、安定的な財源の確保に向けて、導入検討を再開
- 令和5年12月以降、みやぎ観光振興会議や宿泊事業者・市町村への個別訪問のほか、地域ごとの宿泊事業者との意見交換会を開催し、いただいた意見を踏まえて税制度の見直しを行うとともに、同じく宿泊税の導入を目指す仙台市との協議を経て、制度案を取りまとめ

3. 宿泊税の制度案概要

…付属資料 P7

①課税客体	宿泊行為	⑥課税免除	・教育課程内の教育活動(修学旅行等)及び部活動 ・保育園及び認定こども園における活動
②課税標準	宿泊数	⑦徴収方法	宿泊事業者を特別徴収義務者とした特別徴収
③納税義務者	宿泊者	⑧申告・納入方法	原則1か月ごと 特例として、一定要件を満たす場合3か月ごと
④税率	【全県】1人1泊300円 【仙台市内】県分100円・仙台市分200円	⑨特別徴収義務者交付金	特別徴収義務者に対して、申告納入された宿泊税額の一定割合(最大3.5%)を交付
⑤免税点	1人1泊6,000円未満(素泊まり・税抜き料金)	⑩見直し時期	課税期間は定めず当初は3年程度、その後は5年ごとに検証する

4. 宿泊税充当施策(案)

…付属資料 P8～11

- 検討会議報告書に基づくみやぎの観光が目指すべき姿の実現に向けて、今後必要な観光振興施策として、4つの取組を柱に事業を展開
- 税収の活用にあたっては、基金を設置して充当事業を明確化し、課税目的に沿った観光施策にのみ充当

【取組1】魅力ある観光資源の創出

(重点施策)✓地域資源を活用した観光地域づくりへの支援 ✓DMO創設・体制強化

【取組2】観光産業の活性化

(重点施策)✓人材マッチング・定着支援 ✓人手不足対策・業務効率化支援に向けた支援

【取組3】観光客受入環境整備の充実

(重点施策)✓観光地の賑わい創出 ✓観光地間の交通アクセス環境の向上
✓インバウンド受入環境整備

【取組4】国内外との交流拡大の促進

(重点施策)✓地域クーポンを活用した長期滞在促進キャンペーン ✓スポーツツーリズムの推進
✓海外等新規市場誘客拡大

想定事業規模
(宿泊税充当額)
約11億円

※上記のほか、宿泊事業者の徴収事務負担軽減策(特別徴収義務者交付金等)を実施

5. 施行時期

規則で定める日(条例可決後、総務省協議等を経て、1年程度での施行を予定)※令和6年9月定例会に条例案提出予定 2